

無償資金協力の制度・運用改善について（骨子）

平成28年6月
外務省

1 経緯

日本外交の重要なツールである無償資金協力を一層効果的に活用していくため、3月以降、コンサルタント、建設会社、商社から無償資金協力の現状と課題につきヒアリングを実施。主な指摘及び今後の改善策は以下のとおり。

2 ヒアリングにおける指摘と今後の改善策

（1）日本企業に魅力的な案件形成

震災復興や東京オリンピック・パラリンピックに係る需要が存在するなかで、リスクが多い途上国における無償資金協力案件をあえて受注しようという企業は減少。国内市場との関係性に鑑みても魅力的な案件形成が必要。

【今後の改善策】

- 特定国や分野で継続的に案件を形成することで継続性と予見可能性を高める。
- 円借款の受注につながる無償資金協力の案件形成を積極的に検討。
- 無償・有償資金協力等を連携させたスキーム複合型の案件形成を促進。
- 日本企業による民間提案型案件の形成を促進。案件形成を迅速化。

（2）免税

無償資金協力により調達されるものは免税とするよう被援助国に求めているが、国によってはこの免税の原則が守られていない。この結果、企業に損失が発生し、企業の無償資金協力案件への入札参加意欲を減退させている。

【今後の改善策】

- 特に免税を確保すべき税目／対象を明確にし、当該免税を優先的に確保。
- 税制関連情報（各国の税制やドナーの確保している免税範囲）を企業に共有。

（3）先方政府負担事項

実施予定の土地確保等、先方政府の負担事項が国によっては履行されないことがある結果、事業実施が遅れて企業にコスト負担が生じており、結果として企業の無償資金協力案件への入札意欲を減退させている。

【今後の改善策】

- JICAによる事前調査を強化し、先方政府負担事項について確認を徹底。
- 先方政府負担事項の履行状況に係るモニタリング体制を強化。
- 現地大使館及びJICA事務所から先方政府への申し入れを強化。
- 真にやむを得ない場合には予備的経費を活用。

(4) 積算の改善

JICAの調査に基づく供与限度額及び入札予定価格が施工業者の想定している額より低い場合には応札意欲が損なわれ、入札不落や入札不調、さらに案件の進捗停滞につながっている。

【今後の改善策】

- 積算に必要な期間及び経費を確保してコンサルタントによる積算精度を向上。
- JICAは要請金額の精査や予備調査の活用により想定金額の精度を向上。

(5) その他の主な指摘

ア A/P（支払授權書）の発行遅延

被援助国によるA/P発行の遅延により企業に不測のコストが発生。

→ モニタリング強化による遅延の防止と被援助国による費用負担の見直し検討。

イ 調達における原産地規則等の柔軟化

調達は日本又は被援助国が原則も、第三国製造の本邦企業製品の扱いが課題。

→ 調達における原産地規則等を一定程度柔軟化することを検討。

ウ 事業停止・計画変更のルール明確化

内戦や大規模災害が発生しても被援助国の同意なしには事業停止が不可能。また計画変更も困難。

→ 必要に応じて事業を停止する可能性も視野に入れて検討。

エ 複数通貨制度の導入

企業の為替リスク低減には米ドル等複数通貨制度の導入が望ましい。

→ 導入の可否について検討。

3 体制の強化

- 「課題解決のためのタスクフォース」を設置（在外公館・JICA現地事務所）
→ 現地の民間事業者と緊密に連携して問題解決にあたる体制を構築。
- 「無償資金協力に関する連絡協議会」を立上げ（外務省・JICA・民間団体）
→ 無償資金協力に関する制度・運用の改善状況につき定期的にレビュー。
- インフラ案件の増大が見込まれる国にJICAは適切な人材を適時に配置。

(以上)